

不妊治療費助成制度のご案内

一般不妊治療および特定不妊治療に対して、経済的な負担軽減及び少子化対策の充実を図るため、治療に要した費用の一部を助成します。



対象とする治療

医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・排卵誘発法・薬物療法・人工授精・顕微授精・体外受精・手術等(男性の不妊治療も含む)の不妊治療

対象とならない治療

1. 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
2. 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、その第三者が妻の代わりに妊娠し出産するものをいう。)
3. 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、その第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するものをいう。)

助成を受けることができる方

次のすべての要件を満たす方

1. 不妊治療を受けた夫婦(事実婚も含む)であって、夫又は妻のいずれかが鬼北町に1年以上住所を有していること。
2. 助成金申請日現在、鬼北町の住民基本台帳に記録されていること。
3. 助成金申請日現在、夫婦に町税の滞納がないこと。
4. 医療保険に加入していること。
5. 夫婦の住所が異なる場合、ほかの地方自治体において助成を受けていないこと。

所得制限

所得制限はありません。

助成金額

助成金の額は、治療に支払った不妊治療費(自己負担分)の額とし、1回当たりの助成金の限度額は、次にあげるとおりとします。ただし、食事療養費、入院にともなう差額室料(個室料)、文書料等については助成の対象としません。

- (1) 一般不妊治療 10万円
- (2) 特定不妊治療 20万円

* 保険給付が適用される不妊治療については、不妊治療に要した費用の額から保険者が負担する額を控除した額(各保険組合等から交付される限度額適用認定書を必ず提示して受診してください)

裏面へ続きます⇒

- *医療保険適用外の不妊治療については、不妊治療に要した費用の全額
- *国、県の制度等不妊治療の助成を受けている場合は、助成給付額を控除した額)

助成期間

一般不妊治療 通算2回

特定不妊治療 通算6回

※愛媛県からの助成金は除きます。

※第2子以降の不妊治療を行う場合は、先の通算回数にかかわらず、第2子以降の不妊治療ごとに助成を行います。

申請期限

不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度末日
年間の申請回数は制限しません。

申請に必要な書類

夫婦連名での申請が必要です。

- ① 鬼北町不妊治療費助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 鬼北町不妊治療(先進医療及び特定)費助成事業受診等証明書(様式第2号)又は鬼北町不妊治療(妊娠前検査及び一般)費助成事業受診等証明書(様式第3号)
- ③ 鬼北町不妊治療費助成事業調剤証明書(様式第4号) ②のみでは、補助上限に満たない場合
- ④ 医療機関発行の治療費等の領収書
- ⑤ 戸籍謄本。ただし、事実婚の場合は、次に掲げる書類
 - (ア) 夫婦両人の戸籍謄本
 - (イ) 事実婚に関する申立書(様式第5号)
- ⑥ 住所確認することができる書類(世帯全員の住民票。本籍、続き柄が記載されたもの。)
- ⑦ 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第6号)
- ⑧ 国、県の制度又は医療保険に関する法令等の規定により不妊治療費助成の給付を受けているときは、その内容が確認できる書類(交付決定通知書等のコピー)

申請に必要な様式は、鬼北町ホームページからダウンロードできます。

⑤⑥は申請日前3か月以内に発行されたものに限り、鬼北町に住所はある方は提出を省略できます。

【申請及び問合せ先】

鬼北町役場 保健介護課 こども家庭センターおにつこ

電話(代表): 0895-45-1111 (内線 3112)